

学校法人加計学園岡山理科大学獣医学部の今治キャンパスに関する 公開質問状 その2

菅良二 今治市長様

【「公開質問状」提出の理由と趣旨】

今治市の任務は、私たち市民の生命・身体・財産の保護と福利の実現です。これを実現させるためには、「今治市市民が共におこすまちづくり条例」にある「よりよい地域社会を実現」するために、「豊かで充実した市民生活や活力と魅力あるまちづくり」のために、「市民活動団体と行政がお互いの長所を認め、適切な協力関係を築き、協働した活動を進める」ことが重要であると私たちも考えます。

つまり、身分の特権を廃止し、自由、平等、人民主権、私有財産の不可侵などをうたう人権宣言が発表された1789年(フランス革命)の制憲議会でシェイエス(歴史を動かした本『第三身分とは何か』著者)が、「議員たちが集会するのは、審議するためだ。お互いの意見を知り、お互いに知識を交換し、多様な特殊利益を比較対照し、それらを修正し、妥協させ、最終的に多くの人々に共通する結果を獲得するためだ」と議会制(代表制)民主主義の有り様を述べていますが、現在は、これを更に発展させ、市民が直接〈まちづくり〉に参加し、行政と協働する時代に私たちは暮らしています。

まさに、学校法人加計学園岡山理科大学獣医学部今治キャンパス(以下「加計学園」という。)問題は、市民と行政の協働事業の事象であると私たちは考え、「公開質問状」(10月4日)を提出しました。当該「公開質問状 その2」も同様の趣旨で新たに【設問事項】を設けました。

したがって、多忙とは思いますがこの新たな【設問事項】への回答を11月3日までに、下記宛てにお送りください。

なお、回答の有無を含め、10月4日付けの「公開質問状」と同様にマスコミに当公開質問状の結果などを公表しますので、了承をお願いします。

2017年10月18日

今治市民ネットワーク

〒..... 今治.....

電話問い合わせ先 (.....)

【設問事項】

質問1 議会での発言と加計学園への補助金決定が異なる点について

今治市は加計学園に対して、2017年3月3日に約17万平方メートル(37億円相当)の土地の無償譲渡を決定しました。今治市は、同じ3月3日の市議会で、特定財源を除いた今治市の実質負担額は64億円が上限であると説明しています。

ところが、3月31日、菅良二市長は、加計学園理事長に請求されると即日96億円の補助金決定通知書を加計学園に渡しました。この32億円の増額分は、愛媛県からの支出金を見込んだものと思われませんが、それには県議会の議決が不可欠です。しかし、その議決はなされておりません。つまり、32億円の増額分の確保は未定のままで、市議会に対して約束した64億円の50%増額の32億円の増額の決定を行っています。したがって、この32億円という巨額の増額負担は、私たち市民に跳ね返ってくる可能性があります。

「今治市議会基本条例」の前文に「日本国憲法に基づく二元代表制の地方自治制度のもと、市議会は、市民の負託を受けて選ばれた議員によって組織される市の意思決定機関である。…その地方分権時代の中で市議会としての機能を十分に発揮し、市民の福祉の向上及び本市の発展に寄与すべき責任は極めて重いものである。市議会には、市民の要望を的確に把握し、市民の意見を集約した政策の提案、決定をすることが求められている。また、公平かつ公正な行政の執行を確保するため監視機能を的確に果たすことも求められている。」(条例23条「この条例は、議会の最高規範」と明記)とあります。したがって、64億円を限度としていた補助金を巨額の96億円と決定するには、市議会の議決はもとより、「今治市市民が共におこすまちづくり条例」の趣旨から、私たち市民への説明と理解が不可欠ではないかと思えます。

以上のことを踏まえて、次の設問にお答えください。

- ① 加計学園への補助金決定通知書は、〈立憲的財政制度〉及び「今治市議会基本条例」の趣旨に則る適切な手続が必要です。同手続は、どのような法的根拠に基づき、どのような手続を経て決定しましたか。その公文書を示し、具体的にお答えください。

- ② 96億円の補助金決定通知書は、〈立憲的財政制度〉及び「今治市議会基本条例」の趣旨に反し、不適切であったと思いますか。

(そう思う　そうは思わない)　いずれかに○を付けてください。

<そうは思わないと答えた場合。その理由を具体的にお書きください。>

質問2 基本協定書13条の「議決書」について

岡山理科大学今治キャンパス加計学園に関する基本協定書(以下「基本協定書」)13条には、「基本協定中、甲の議会又は乙の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする。」とあります。「基本協定中」の「甲」(今治市)の「議会」の議決等を要する事項に該当するものは、基本協定書4条に関する「今治市議会・議決書(土地無償譲渡)」及び同5条に関する「今治市議会・議決書(大学立地事業費補助金)」であろうと思われます。

今治市は、加計学園の「乙の理事会の議決等」の情報公開請求に対し、非開示決定しました。したがって、私たち市民は、基本協定書のどの条文が加計学園の「理事会の議決等を要する事項」であるのか、その「理事会の議決等」が存在するのか、「理事会の議決等」の内容がどのようなものであるのかが一切不明であり、基本協定書13条の「効力が生」じているか否かも正確に知ることができない状況に置かれています。

このような極めて重要な基本協定書に関する公文書が、市民(主権者)に対して開示されないという状況は、加計学園の新設の有り様に疑問や疑惑を深めることとなります。

以上のことを踏まえて、次の設問にお答えください。

- ① 基本協定書第13条が示す「この基本協定中」、「議会の議決等を要する事項」の条文を具体的に(複数であれば複数)示し、その議決書を示してください。

② 基本協定書第13条が示す「この基本協定中」、「理事会の議決等を要する事項」の条文を具体的に(複数であれば複数)示し、その議決書を示してください。

③ 「理事会の議決等」は存在するのでしょうか。

(はい いいえ) いずれかに○を付けてください。

③ 「理事会の議決等」の内容を具体的に示してください。合わせて、その公文書を開示してください。

質問3 加計学園の「理事会の議決書」の非公開決定について

今治市は、市民が行いました加計学園の「理事会の議決書」の公開請求に対して、非開示決定を行い、その理由を情報公開条例第7条第1項第3号(以下「3号規定」という。)としています。

その具体的非公開理由を「法人の研究内容や建物、カリキュラム、構想あるいは経営状態等の情報が含まれており、法人の権利や競争上の地位、法人の社会的評価、社会活動の自由その他正当な利益を害するおそれがある。」(以下「法人の利益」という。)とあります。

基本協定書の発効の発行要件である重要な加計学園の理事会の議決書に記載されて

いる情報が、常識的に考えて「法人の研究内容や建物、カリキュラム、構想あるいは経営状態等の情報が含まれており、法人の権利や競争上の地位、法人の社会的評価、社会活動の自由その他正当な利益を害するおそれがある。」に該当すると到底思われません。仮にそのような情報が含まれていれば、その情報のところを非公開(黒塗り)すればことは足り、部分公開決定が妥当であると思います。

したがって、「理事会の議決書」を一切公開しないことになる非公開決定は、まったく腑に落ちません。

また、3号規定には「ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とあります。

今治市作成の「今治市情報公開条例逐条解説」(以下「逐条解説」という。)には、この3号規定のただし書を、「法人等又は個人の事業活動によって危害(公害、薬害等)が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実には危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。」(以下「住民の利益」という。)とあります。

加計学園のBSL施設は危険施設であり、市民の生命、健康、生活に直結します。また、37億円の土地及び96億円の加計学園への補助金は、私たち市民生活に直結する私たち市民の莫大な財産です。したがって、まさに、「理事会の議決書」は、「公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである」との規定に該当すると解するのが常識的です。

さらに、逐条解説には、「『公にすることが必要であると認められる情報』に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示とすることにより保護される利益を比較衡量して判断することになる。この比較衡量に際しては、開示とすることにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある」とあります。

この解説を当てはめると、「理事会の議決書」を非開示とすることにより保護される法益が、今治市民の生命、健康、生活や財産を上回ることなど常識的にあり得ません。しかも地方自治体である今治市の第一義的責務は、市民の生命・身体・財産の保護と福利の実現、つまり、「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法第1条の2)です。したがって、加計学園の「理事会の議決書」を非公開とする理由などは一切存在しようもありません。

以上のことを踏まえて、次の設問にお答えください。

① 「理事会の議決書」を非公開としました「法人の利益」理由を採用した合理的かつ常識的理由を示してください。

② 「理事会の議決書」の公開の有無に際して、「法人の利益」を優先し、「住民の利益」を採用せず、非公開としましたが、その選択は、今治市に求められる第一義的責務の放棄であると思われます。

(そう思う　　そうは思わない)　　いずれかに○を付けてください。

<そうは思わないと答えた場合。その理由を具体的にお書きください。>